

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和7年5月1日付け教採第47号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

（1） 審査請求人は、令和7年4月17日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、令和7年度教員採用選考試験における「勤務状況等調書」について、実施機関に対し、次の事項の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

ア 勤務状況等調書の評価項目の「勤務状況」「資質能力」のそれぞれの内容は何かが分かる文書（以下「請求文書1」という。）。

イ 評価区分の4段階「優れている」「やや優れている」などの評価基準が分かる文書（以下「請求文書2」という。）。

ウ 総合評価の「A」～「D」などの評定の決め方、評価基準の分かる文書（以下「請求文書3」という。）。

エ 選考における「勤務状況等調書」は「ウ○評定がC又はDの者」は、Ⅱ部選考の対象になるが、その後どのように「勘案」されるのかが分かる文書（以下「請求文書4」という。）。

（2） これに対して実施機関は、令和7年5月1日付けで、本件開示請求に対する公文書は作成していないとして、不存在を理由とした本件処分を行い、審査請求人に通知した。

（3） 審査請求人は、令和7年5月19日付けで、実施機関に対し、本件処分に対して情報公開の適正な取扱いを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を

行った。

- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和7年7月30日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、処分庁からの弁明書及び審査請求人からの反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和8年6月10日に諮問庁の職員から説明を受けた。
- (6) 当審査会は、令和8年6月22日付けで諮問庁に対し、条例第26条第4項の規定に基づき、書面による調査を行った。
- (7) 当審査会は、令和8年7月5日及び令和8年8月4日付けで(6)に係る別記の資料の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、令和8年8月31日付けで審査請求人から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。
- (9) 当審査会は、令和8年9月4日付けで(8)に係る口頭意見陳述の申立てを却下した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

「開示しない理由」の「該当する公文書を作成していないため」（以下「作成していない」という。）とする理由は納得できない。開示請求に関する公文書を「作成していない」は、担当課所の公文書に関する不適正な取扱いであるから、適正な取扱いを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 「作成していない」は教員採用選考試験に重大な疑惑を生じる可能性がある。すなわち、「勘案」という選考に影響を与える取り扱いにあたって、その客観的な内容や基準を示さなければ、その取り扱いの平等性、信頼性、公平性が確保されずに、疑惑が生じる可能性を孕んでいると言わざるを得ない（審査請求書に記載の【理由1】）。

イ 作成する公文書は、その内容、その趣旨や基準が明確でなければ所属長の主観的な評価となり公文書として選考にあたり妥当性をもたない。すなわち、「作成されていない」ために、現場の所属長の主観的な「思い」「考え」に任されている（審査請求書に記載の【理由2】）。

ウ 「勘案」についての説明がないために、恣意的、差別的に選考される危険性を孕んでおり、選考試験の信頼性を損ねている。すなわち、この「勘案」はどのような基準でどのように「勘案」されるのかが全く分からず、受験者は「成績」が開示されているにもかかわらず、この「勘案」の内容が示されていないため、選考結果が「不合格」の場合に、自らの不十分さや問題点を知り、改善の方向を類推し研修することが不可能で選考試験に対する疑念を生じさせるものとなっている（審査請求書に記載の【理由3】）。

エ 第1次試験実施要項（集団討論）には、詳細な基準が明示されているのに、勤務状況等調書には勤務状況等調書に作成基準がないということは、成績の基準の開示の観点から整合性がとれない（審査請求書に記載の【理由4】）。

オ 情報公開条例の「県の諸活動を県民に説明する責任」が全うされない。すなわち、住民の大きな関心事である教員採用選考に関して基準を「作成していない」のは、条例第1条の「県の諸活動を県民に説明する責任が全う」しているとは言いがたい（審査請求書に記載の【理由5】）。

カ 採用選考試験受験者の開示請求権に背くものである。すなわち、「作成していない」とする処分は、本県教員採用選考試験の「選考」に関する情報を正確に知りたいという県民の開示請求権に背くものであり、また、その情報によって本県の学校教育に寄与できる教員になりたいと思っている受験者の願い（県政参加）にも背くものである（審査請求書に記載の【理由6】）。

以上のことから、すぐに基準となる文書を作成し、県民の信頼にたる選考試験にすべきである。

（3） 反論書の趣旨

ア 不開示（作成していない）による疑惑の発生

弁明書では、「勘案」について、内容の説明はあるが基準についての説明はない。基準の不存在は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「地公法」という。）第15条（能力実証に基づく任用）、第18条の2（採用試験の公開平等）に違反し、恣意的選考のおそれがある（反論書に記載の【理由1】）。

イ 主観的評価による不公平のおそれ

弁明書では、「所属長が日頃の業務で把握すべき事項を基に評価する」と述べるが、具体的な評価基準や着眼点を示していない。

この基準の不存在は、地公法第20条（採用試験の正確な判定義務）及び日本国憲法第14条（法の下での平等）に反する（反論書に記載の【理由2】）。

ウ 「勘案」の基準不明による信頼性の損失のおそれ

弁明書は「勘案」について具体的な説明を欠き、「令和7年度教員採用選考試験第2次試験選考手順」（以下「選考手順」という。）に記載があると主張するのみで、基準文書の不存在を正当化する。「令和7年度教員採用選考要項」に「勤務状況等調書を勘案」と記載される以上、その影響は明らかである。基準不明は、地公法第15条（能力実証に基づく任用）に違反し、受験者の知る権利を侵害する（反論書に記載の【理由3】）。

エ 他の開示との整合性の欠如

臨時的任用教員経験者のみに課される勤務状況等調書の基準不明は、他の受験者との平等性を欠き、地公法第13条（平等取扱いの原則）に違反する（反論書に記載の【理由4】）。

オ 県民への説明責任の欠如

処分庁は、基準文書を作成及び開示し、説明責任を果たすべきである（反論書に記載の【理由5】）。

カ 受験者の開示請求権の侵害

平成25年の面接諮問例の事例では、審査請求者の主張が認められ、処分庁が基準文書を作成及び開示した前例がある。臨時的任用教員の疑念は、基準の不透明さに起因する。処分庁は、受験者の県政参加意欲に応え、基準文書を開示すべ

きである（反論書に記載の【理由6】）。

キ 結論

以下の処分を求める。

- （ア）勤務状況等調書の評価項目、評価区分、総合評価、「勘案」の基準に関する文書の作成及び開示。
- （イ）本件処分の取消し。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- （1） 実施機関が、開示請求に関する公文書を作成していないのは、現行の運用で問題なく事務が遂行されており、改めて当該文書を作成する必要がないためであり、教員採用選考試験の選考を公正・公平・厳正に実施するために必要な公文書については、適切に作成している。
- （2） 勤務状況等調書の所属長の評価については、「勤務状況」として「学習指導、生徒指導、校務分掌、服務状況」の4項目、「資質能力」として「責任感、誠実性、協調性、実行力、対人関係能力」の5項目を示している。これらの項目は、職員を監督する立場である所属長が、日頃の業務を通して、当然のごとく把握すべき事項である。これらの項目について、所属長としての立場で、当該受験者の勤務状況を踏まえて、「優れている、やや優れている、やや劣る、劣る」の4段階の評価区分及び「A～D」の総合評価を記載するものであり、決して所属長の主観的な「思い」や「考え」に作成を委ねているということではない。
- （3） 勤務状況等調書の選考時の「勘案」については、「選考手順」に示している「ウ ○評定がC又はDの者は、Ⅱ部選考の対象になる」という取扱いをすることが「勘案」の内容であり、開示請求のあった「その後どのように『勘案』されるのかが分かる文書」は作成していない。決して「勘案」の基準となる公文書を作成していないということではない。
- （4） 本県教員採用選考試験受験者に対しては、試験結果通知において、試験種目ご

との得点及び総合評価を開示するとともに、審査請求人に対しても、これまで本県教員採用選考試験に関する公文書を適宜、情報提供している。そのため、県民の開示請求権を侵害していない。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求に対して実施機関が公文書を作成していないことを理由として行った公文書不開示決定である。

実施機関は、教員採用選考試験は、現行の運用で問題なく事務が遂行されており、改めて当該文書を作成する必要がないため、本件開示請求に係る公文書を作成していない旨主張する。

そこで、当審査会では、実施機関の職員による説明と資料の提出を求め、本件処分の妥当性について審議を行った。

(2) 公文書の不存在について

ア 請求文書1から請求文書3までについて

本件開示請求における「勤務状況等調書」は、教員採用選考試験において、臨時的任用教員特別選考の場合に、受験者が所属している現所属長に作成を依頼し、所属長が記入したうえで、厳封して試験当日に受験者が持参するものである。「勤務状況等調書」の「作成者注意事項」には、「『勤務状況』、『資質能力』欄は、該当する評価区分欄に○を付けてください。『総合評価』は、該当するものを○で囲んでください。」と記載されているが、その他、評価をする際に参考となる情報を、当該調書から読み取ることはできない。

当審査会は、所属長が勤務状況等調書を作成するに当たって統一的な基準がなければ、所属長によって評価方法に差異が生じる可能性があるのではないかと考え、実施機関に説明を求めた。実施機関からは、各所属長は教職員の人事評価を行う立場にあり、研修も受けているため、所属長により評価方法に差異が生じるとは考えにくく、しかし、人事評価の評価基準は必ずしも勤務状況等調書に対応しているわ

けではないため、本件開示請求における対象公文書としては特定しなかった旨の説明を受けた。

当審査会は、実施機関の説明から、所属長が行う人事評価の基準に関する文書が、本件開示請求に対する公文書に該当する可能性も排除できないと考え、人事評価の手法や基準が分かるものの提出を求めたところ、実施機関から「教職員評価システム評価者研修テキスト市町村立学校用（埼玉県教育委員会, 令和 7 年 7 月）」及び「教職員評価システム評価者研修テキスト市町村立学校用（埼玉県教育委員会, 令和 3 年 7 月）」（以下、総称して「評価者研修テキスト」という。）の提出を受けた。

当審査会において、「評価者研修テキスト」の内容を確認したところ、その評価項目には勤務状況等調書と重なる部分を確認された。また、4 段階評価形式をとっており、個別の評価から総合評価を導出するという方式も類似していた。しかしながら、人事評価は被評価者の人事評価で定めた目標に対する評価であるなど、勤務状況等調書との差異も存在する。実施機関が所属長に対して、評価者研修テキストによって勤務状況等調書を作成するよう伝えた事実も確認できなかった。そのため、勤務状況等調書を作成する所属長が評価者研修テキストの基準を参考に作成していることは想像し得るが、そのことから、評価者研修テキストが本件開示請求の請求文書 1 から請求文書 3 までのいずれかに該当するということとはできない。

また、実施機関に対し、採用試験に関し、現に保有する文書の目録を求め、請求文書 1 から請求文書 3 までのいずれかに該当する公文書が存在しないか確認したところ、勤務状況等調書の基準等に関する文書は見当たらず、実施機関の説明においても、所属長からそのような基準に関する照会もないということであった。そのほかに、実施機関が対象文書を保有していることを伺わせる事情も認められない。

したがって、実施機関が請求文書 1 から請求文書 3 までについて不存在を理由として不開示とした判断は是認できる。

イ 請求文書 4 について

審査請求人は、請求文書 1 から請求文書 3 までの文書と併せて「勘案」の基準に

関する文書の開示を求めている。

当審査会が実施機関に説明を求めたところ、「勤務状況等調書」は「選考手順」に記載のとおり、評価がC又はDの場合に、Ⅱ部選考の対象になるという判断に際してのみ使用しており、それ以外で使用することはないことを確認した。

そのため、評価がC又はDの者は、Ⅱ部選考の対象になるという取扱いをすることが「勘案」の内容であり、Ⅱ部選考の対象となるかを判断することを指し、その後どのように「勘案」されるかについて文書を作成していないという実施機関の説明に不自然な点は認められず、本件開示請求に係る公文書について不存在を理由として不開示とした判断は妥当である。

(3) 小括

以上のことから、実施機関が本件開示請求に係る公文書について不存在を理由として不開示とした判断は妥当である。

(4) その他

なお、審査請求人は、実施機関に対し新たな文書の作成を求める趣旨の主張をしているが、情報公開制度は、実施機関が現に保有する公文書を対象として開示を求める制度であり、新たな文書の作成を求める制度ではない。その他の審査請求人の主張についても、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

原島 良成、太田 航平、平本 沙乙里

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年7月30日	諮問（諮問第402号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和8年6月10日	諮問庁から意見聴取及び審議（第二部会第199回審査会）
令和8年7月8日	審議（第二部会第200回審査会）

令和 8 年 8 月 5 日	審議（第二部会第 2 0 1 回審査会）
令和 8 年 9 月 4 日	審議（第二部会第 2 0 2 回審査会）
令和 8 年 9 月 4 日	答申

別記（諮問庁から提出された資料）

- 1 採用選考に関する文書の目録（タイトル一覧）
- 2 諮問庁が令和 7 年 2 月に審査請求人に情報提供した資料一覧
- 3 教職員評価システム評価者研修テキスト市町村立学校用 令和 7 年 7 月
- 4 教職員評価システム評価者研修テキスト市町村立学校用 令和 3 年 7 月
- 5 令和 9 年度埼玉県立公立学校教員採用選考試験（小・中学校等）の概要